

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を県協議会の代表者が委嘱する。

- ①県スポーツ協会役員又は担当者
- ②県行政担当者
- ③県協議会役員又は担当者
- ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

第4条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6条（登録審査委員会の招集及び決議）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑩として、県協議会が別に定める書類の提出を総合型クラブに求めることができる。なお、申請書類⑩の提出を求めた場合、当該書類も含め書類審査を行うことができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

申請書類④. 規約・会則・定款等

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機

関の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

申請書類⑩. 教室等の活動場所が確認できる書類（事業計画書、募集要項等）及び会報、ポスター、チラシなどの会員や住民への広報物（ウェブサイト、SNSの場合はそのURL等）

3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第8条（登録審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出するものとする。

第9条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。

附則2（令和5年4月1日）

- 1 令和5年4月1日に第8条を改定。この改定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。
なお、令和6年度の登録審査（令和6年4月1日登録認定分）以降の登録審査においては、その審査方法を第7条第2項のとおり審査（通常審査）とする。

附則3（令和7年9月26日）

本細則は、令和7年9月26日に改定し、令和8年度登録申請時から施行する。